

観音寺市特別職報酬等審議会（第2回）議事録

- 1 日 時 平成26年11月28日（金） 18時55分～20時05分
- 2 場 所 電算センター3階委員会室
- 3 議 題 (1) 第1回審議会の補足説明  
(2) 答申について  
(3) その他
- 4 出席委員 岡田嘉幸氏、高橋勝久氏、河田正行氏、合田倫和氏、國土セツ子氏、大矢省五氏、石井和男氏
- 5 審議（発言）内容等

（事務局）

「只今より、第2回観音寺市特別職報酬等審議会を開催いたします。」

「はじめに、河田会長よりご挨拶をお願いします。」

↓

<会長挨拶省略>

↓

（会長）

「それでは、第1回審議会の補足説明を事務局よりお願いします。」

↓

配布資料に基づき、次のことを秘書課長が説明する。

- 1 経常収支比率の上昇理由
- 2 市長、副市長、教育長市及び市議会議員の期末手当

（会長）

「前回の補足説明を受けましたが、何か質問はございませんか。」

（A委員）

「26年度の経常収支比率の予想はどれくらいの数字か。」

（事務局）

「経常収支比率は予算ベースではなく、決算ベースで算出することが多いので、具体的資料は持ち合わせておりません。なお、観音寺市は従前から経常収支比率が高い傾向にあります。」

（B委員）

「資料の42団体は、前回と同じか。」

（事務局）

「はい、人口や産業構造が類似している団体で、前回と同じです。」

（事務局）

「比較の際は、この類似団体と県内他市を参考にしています。」

(会長)

「本日、90パーセントはまとめたいと考えていますので、忌憚のないご意見をお願いします。」

(C 委員)

「善通寺市の期末手当が極端に低い原因は何か。」

(事務局)

「想像ですが、前市長のお考えが強く反映されているのではないのでしょうか。」

(D 委員)

「退職金について、副市長が少し高いように思います。」

(事務局)

「類似団体と比較するとご指摘のとおりかもしれませんが、先程申しましたように、県内他市を意識しての要素が強いのと思われます。副市長の給料は、高松市、丸亀市、坂出市よりは低い状況です。従いまして、県内での比較であれば、それ程高くはないと考えています。」

(事務局)

「先程、類似団体の説明をいたしました。同県内では似かよった傾向にあります。つまり、地域性が強いのではないのでしょうか。県内ですと、善通寺市を除いた旧5市がよく似た傾向にあります。」

(E 委員)

「善通寺市は、やはり財政が厳しいから低いのでしょうか。」

(事務局)

「もちろん、赤字再建団体になってしまうと、極端に下がるとは思われますが、善通寺市は、前市長の意向が色濃く出ているものと思われます。大阪市の橋下市長が退職金を全廃しようとしているのも、いい例ではないのでしょうか。」

(会長)

「他にご意見はございませんでしょうか。」

「特にないようですので、次の議題である答申に入らせていただきます。」

(事務局)

「それではまず、市長、副市長、教育長の給料をご審議いただき、次に市議会議員の報酬を審議いただくことでどうでしょうか。」

(会長)

「はい、3役と市議会議員は分けて審議いたしましょう。」

(事務局)

「現状の数字から、例えば増額とか据え置きとかを決定していただければ、事務局で調整

案を作成し、書面審査になるかもしれませんが、ご提示したいと考えています。」

(F 委員)

「3役については、選挙公約があるので、1割カットをしているのですね。」

(事務局)

「白川市長は、選挙公約があるため、1割カットをしていますが、本日答申いただきたいのは、カット前の数字でお願いします。」

(G 委員)

「1割カットは、前の任期である22年度からか。」

(事務局)

「はい、そうです。」

(B 委員)

「財政が厳しいのであれば、下げてください。」

(F 委員)

「しかし、県内での比較もあります。特別高いのであればは仕方ないのでしょうか…」

(D 委員)

「県内他市のバランスから、現在の数字が妥当かと思います。」

(G 委員)

「カット後の年収はいくらになるのか。」

(事務局)

「市長が約1,350万円、副市長約1,040万円が、教育長が約930万円です。」

(B 委員)

「来年3月まで、市長は公約で1割カットすることだか、副市長と教育長は、元へ戻るのか。」

(事務局)

「毎年3月に特例条例を上程し、3役全員の1割カットを実施しており、市長の就任中は、継続すると思われます。」

(B 委員)

「できれば、カットを継続してほしい。」

(A 委員)

「市長の給料は、低いと思います。せめて、カット前の額にしてはどうか。公約でカットを継続せざるを得ないのであれば、カット分を盛込んで、カット前の給料程度になるよう改正してはどうか。市長職はこのような財政難の中で、本当に大変であり、激務であると思います。」

(事務局)

「あくまで、想像ですが、本審議会で給料を上げる内容の答申をいただいても、議案とし

て上程するかどうかは疑問です。また、給料を上げた場合は、カット率も上げる可能性があります。」

(C 委員)

「井戸堀という言葉があるが、市長という地位のある方は、奉仕の精神も念頭に置くべきで、上げることは控えるべきと思います。」

(A 委員)

「それは市議会議員も同様ではないか。市議会議員のことを考えると、市長給料は安いと思います。」

「人事院勧告のアップ分程度は考慮してもよいのではないか。」

(事務局)

「はい、久しぶりの増額勧告があり、市長を含めた3役の期末手当も少し上がっております。」

(F 委員)

「市長だけ上げるのも、上げたうえでカットというのはいかがなものかと思います。」

「A 委員のご意見はもっともだと思いますが、カットを市民に約束していることを斟酌すると、上げずに現状維持でどうでしょうか。」

↓

全員了承

(事務局)

「それでは、本日ご審議いただいた内容で答申案を作成し、次回審議会までに書面で確認いただきたいと思います。」

(会長)

「それでは、次に市議会議員の報酬について審議したいと思います。」

「ご意見はないでしょうか。」

(C 委員)

「類似団体と比較すると高いのではないのでしょうか。」

(D 委員)

「県内が少し高めですね。」

(事務局)

「類似団体は、5年に1回見直され、産業構造や人口等によって変わってきます。これに比べ、地域の状況がよく分かっている県内8市との差を見るのが一般的ではなかと違います。」

「なお、前回の審議会では、議員定数の削減案が上程されていたと思います。」

(C 委員)

「議会報告会に何度か参加しましたが、この中でも、議員定数や報酬削減の意見を聞いた

ことがあります。市民感情としては、やはり高いのではないのでしょうか。」

(事務局)

「前回審議会でも説明させていただきましたが、観音寺市には政務活動費がありません。」

(G 委員)

「3役は据え置きで、議員のみ下げるといのはいかなものか。高いとも思いますが、引上げの勧告がされた状況で、下げるのはどうでしょうか。」

(F 委員)

「前回の審議会でも、高いのではないかという意見もあったが、定数を24から20へ削減するのであれば仕方ないということになりました。」

(B 委員)

「平成17年に改正した後は、現状のままですか。県内が少し高めですね。」

(事務局)

「17年というのは、合併時のことで、合併協議会において決定しました。」

(E 委員)

「出張の際は、政務活動費の代わりに何か支給されるのか。」

(事務局)

「通常の出張につきましては、旅費規定に基づく旅費が支給され、これは、他市も同じです。」

(E 委員)

「本市と東かがわ市のみ政務活動費がありませんが、出張の際は別に何か支給されますか。」

(事務局)

「政務活動費は、先進地の視察雑費や書籍購入費用等の政治活動に使用されていると思われます。しかし、本市は、これがないため全て自費負担ということになります。例えば、政務活動費があれば、2万円の書籍を購入する際もこれを利用することが出来ますが、本市の場合はこれがないため、報酬から支弁しなければなりません。」

(D 委員)

「政務活動費のことを考えると議員報酬は、妥当と思われます。」

(会長)

「議員報酬につきましては、概ね意見が出たようですので、現状維持ということで答申案の作成をお願いします。」

(事務局)

「議員の退職金についても現状維持でよろしいでしょうか。」

↓

特に異論なし

(会長)

「続きまして、その他について事務局より説明をお願いします。」

(事務局)

「非常勤の特別職報酬で、固定資産評価審査委員会委員と公平委員会委員の報酬について、ご審議いただきたいと思います。」

「まず、固定資産評価審査委員会委員につきましては、市内の各地域から9名の委員を選出していましたが、昨今、審査案件が複雑高度化してきている状況を鑑み、識見を有する弁護士、税理士、建築士の3団体から推薦いただく準備をしております。しかしながら、従来条例の報酬は、社会的識見を有する方への報酬としては低廉であり、これについてまず皆様のご意見をいただきたいと思います。」

「公平委員につきましては、職員の不服審査が主な職務であり、係争事案がなければ召集がないため、1会議につき報償を支払う仕組みにしたいと考えております。なお、額については、現在報酬年額の12分の1程度の11,000円が妥当かと思っております。」

「固定資産評価審査委員会につきましても、不服申し立てがあった場合に、1会議11,000円の報酬をお支払いすることに改めたいと考えています。」

(事務局)

「お手元の資料の、固定資産評価審査委員会までは、地方自治法に定められた職であり、議会の同意に基づき選任する地方自治法に定められた委員です。従いまして、他の委員とは報酬に差をつけさせていただきたいと考えています。」

↓

事務局案に全員同意

(事務局)

「ありがとうございます。それでは、3月議会に上程させていただきます。」